

9月議会に係る記者会見会議録

2021（令和3）年8月25日（水）午前11時～

市役所本庁舎4階 庁議室

1. 市長からの発表

皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルスの感染者が全国で急激に拡大しています。三重県でも、感染者が増加し、8月22日には過去最多の432人となりました。感染拡大を受け、8月21日に「緊急事態宣言」の発令を国に要請し、マスコミ報道にもあるように8月27日から適用されると言われています。伊賀市の1日あたりの最多となった8月22日の陽性者数33人は、東京都の人口に換算すると5千人を超えることに相当し、三重県、大阪府の1日あたり過去最多感染者数を上回る大変な数字になります。家族、友人、同僚など周囲の方の命を守るため、改めて一人ひとりができる限りの感染防止対策をとっていただくようお願いします。

また、満12歳から15歳までの児童生徒約2,400人の新型コロナウイルスワクチン接種券について、明日8月26日に発送することになりましたので併せてお知らせします。

さて本日、9月議会定例会の招集告示をしました。朝から、議会運営委員会が開かれ、9月1日に開会し、10月5日までの35日間の会期で開催されることになりました。この9月議会定例会には、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算など12件の決算認定のほか、補正予算1件、条例制定など9件、合わせて22件の議案を提出することとしています。令和2年度の決算概要ですが、令和2年度の予算を、本市が将来にわたり、市民のみなさんが安全・安心に生活でき、元気で活力溢れるまちづくりを進めていくために、人と人、地域間の“きずな”を深めていく予算として、「みんなでつくる“きずな・活力・創造予算”」および第2次伊賀市総合計画第2次再生計画における「ええやん！伊賀」などの各種プロジェクトや、伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各種事業に取り組みました。一般会計では、歳入が5百51億6千9百42万1千148円、歳出が5百40億6千7百36万617円で、歳入歳出差引11億2百6万531円の残となり、翌年度に繰越すべき財源を除き、実質収支額は8億7千8百38万1千932円となりました。

また、今回の一般会計補正予算は、主なものとして、新型コロナウイルス感染症に対する追加対策を行うほか、令和5年4月に統合を進めている上野南部地区小学校の統合先である依那古小学校の大規模改造に係る設計に要する経費、令和3年1月から助成申請に対する所得制限がなくなり、当初の見込みより申請件数が増加している不妊治療助成金、国からの重層的支援体制整備事業交付金を活用し、ひきこもり等で長年社会参加が出来なかった人と社会とのつながりを回復させるために、一人ひとりのニーズにマッチングした社会参加に係る事業委託料などについて所要額の補正を行っています。予算額は、歳入歳出それぞれ既定の額から、3億7千4百57万5千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4百41億9千7百10万9千円とするものです。

2. 9月議会提出議案について

令和3年第5回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算・決算議案を除く。）

議案 番号	件 名	理由及び内容等	担当部署
77	伊賀市自治基本条例審議会条例の制定について	【制定理由】自治基本条例の見直しについては、これまで「伊賀市総合計画審議会」において審議されてきたが、今後、さらに具体的な検討を進めるに当たり、自治基本条例の見直しに特化した「伊賀市自治基本条例審議会」を設置するため。 【制定内容】審議会の設置、所掌事務、組織、委員の任期や会議の運営等について規定する。 【施行期日】公布の日	総合政策課
78	伊賀市多文化共生推進プラン委員会条例の制定について	【制定理由】伊賀市多文化共生指針に基づき、伊賀市多文化共生推進プランを策定し、その進行政管理及び評価を行う附属機関として「伊賀市多文化共生推進プラン委員会」を設置するため。 【制定内容】委員会の設置、所掌事項、組織、委員の任期、会議の運営や専門部会の設置等について規定する。 【施行期日】公布の日	市民生活課
79	伊賀市地区市民センター条例の一部改正について	【改正理由】住民自治協議会がより主体的にまちづくり活動に取り組めるよう、活動拠点である地区市民センターに指定管理者制度を導入できるようにするため。 【改正内容】センターごとに指定管理者による管理ができる旨を規定し、指定管理者が管理する場合の基準及び業務の範囲を定めるなどのほか、所要の改正を行う。 【施行期日】令和4年4月1日	地域づくり推進課
80	伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	【改正理由】市が条例で「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めるに当たって従うべき又は参酌すべき基準として国が定める省令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことによる。 【改正内容】上記省令の改正に準じた改正（書面等で行うことが規定されている事業者における諸記録の作成や保存、また、利用者との間で行われる文書の交付や提出について電磁的方	保育幼稚園課

		法による対応を可能とする規定の整備、その他所要の改正）を行う。 【施行期日】 公布の日	
81	伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	【改正理由】市が条例で「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定めるに当たって従うべき又は参酌すべき基準として国が定める省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことによる。 【改正内容】上記省令の改正に準じた改正（書面で行うことが規定又は想定されている事業者における諸記録の作成、保存等について電磁的方法による対応を可能とする規定の整備、その他所要の改正）を行う。 【施行期日】 公布の日	保育幼稚園課
82	伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】人・農地プラン検討会議が設置されてから9年が経過し、「プランの見直し」に関する審議が多くなったことから、一定の経過を認識した上で審議を行うことが望ましいため、委員の任期を1年から2年に延長する。 【施行期日】 公布の日	農林振興課
83	伊賀市公民館条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】新しい生涯学習活動の支援体制を構築するため、支所単位にある6つの地区公民館並びに上野支所及び青山支所管内にある分館を廃止することから、地区公民館及び分館に関する規定を削除する。 【施行期日】 令和4年4月1日	生涯学習課
84	損害賠償の額を定め、和解することについて	【提案理由】令和2年度において、「伊賀市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱」による過誤納金の返還を行う際に、税額を確定する書類が存在しないことから返還しなかった平成13年度及び平成14年度の固定資産税過誤納金について、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、損害賠償を請求する訴えが提起されていた件に関し、裁判所からの和解勧告に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。	課税課

85	災害対応特殊消防ポンプ自動車の買入れについて	【提案理由】伊賀市消防本部組織再編計画に基づき島ヶ原分署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車を買入れることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。 【契約内容】 契約金額：38,610,000 円 契約の相手方： 三重県津市島崎町 137-122 株式会社モリタ東海 代表取締役 斉藤香一	消防総務課
----	------------------------	--	-------

主な質疑応答の概要

【議案第85号災害対応特殊消防ポンプ自動車の買入れについて】

記者：予算措置はどのタイミングになるのか。この特殊車両は、すでに他の署へ配備されているのか。今回初めて購入することになるのか。どんな車両か簡単に教えてください。

消防総務課：島ヶ原分署のポンプ車の買入れについてです。現在のポンプ車は、平成15年に購入して10月で18年になります。仕様は3tシャーシーのトラックベースで、700ℓの水槽を持っており、それを使用して初動体制を強化することになっています。今、島ヶ原分署以外には水槽付きのポンプ車を配備していますが、島ヶ原分署については配備されなかったということで、組織再編計画に基づいて配備しようとするものです。予算措置については、緊急消防援助隊設備整備補助金ということで、予算額の補助基準額が、2千92万1千円で、そのうち半額の1千46万円を補助金として交付していただくことになっています。補正予算は、6月補正でさせていただきまして、3千8百65万6千円の予算になっています。

記者：確認ですけれども、6月補正で予算措置はされています。今回その予算が通っているので、今回改めてこのメーカーと購入の契約を結ぶので、議会の議決が必要だから、こうやって上がってきたということよろしいですか。

消防総務課：はい、そうです。

【議案第76号令和3年度伊賀市一般会計補正予算（文化財課歴史資料係移転経費）について】

記者：補正予算の中で、教育委員会が長田の方に、文化財課から予算計上されている文化財の歴史資料収蔵庫を長田小へ移転することで予算化されていますが、地域とのいわゆる土地利用の関係のことで合意をとっていると思いますが、そのへんの経緯を聞いてないので簡単に教えてください。

文化財課：長田小への事務所移転については、昨年から地元とお話をさせていただきながら、今年度5月に地元自治協と話をしているなかで、事務所移転、書庫等含めていくことで了解をいただいています。

記者：校舎全部が文化財の施設として使うようになるのですか。一部使うのか、全部使うのか、あそこは4階建ての大きい建物で、今までの青山支所からしたらかなり大きいと思います。

文化財課：資料につきましては、青山支所の3階で事務をしているところですが、実際は一部会議室に置いたり、書庫からずいぶん溢れている部分もございますので、現状では校舎全体を使い、これからの増加分にも対応させていただきたいと考えています。

記者：4階建ての校舎全部を文化財関連の書庫なり事務所で使うということですか。

文化財課：現状では、3階まで一応収蔵等予定をしており、4階については音楽室等であり、収蔵には不向きの部分もございますので、例えば地域の方と講演会とかそういった部分にも利用できると思っています。収蔵としては1階から3階を予定しています。

【その他】

記者：成人式の対象年齢及び日程変更について、請願が提出されるようですが、市長としては採択されないことを望めますか。

市長：まず、議会の皆さんの良識を知りたいと思います。

記者：良識と言うのは、どういうことですか。

市長：要は何のための成人式なのか。何に基づいて成人と言うのか、国の方が定めているのかということですから、それをしっかりと押さえた上で、良識的な判断をされることを望みます。

毎日：すなわち、採択されるということですか。

市長：私個人的に言えば、採択する、しない以前の問題だと思います。

（会見終了）